

## 「次の行財政改革」に向けた検討について

(2016年4月14日開催「第1回行財政改革推進本部会議」における資料より)

### 1 はじめに

「平成28年度施政方針」において示されているとおり、本市では、急速な少子超高齢化の進展を背景とした行政需要の増加が見込まれるとともに、老朽化した公共施設、都市インフラの更新が必要とされています。また、昨年度末の政策会議で示された財政見通し(一般会計)でも、平成27年度から平成35年度までに市税収入の36億円の減少、扶助費の34億円(一般財源ベース)の増加が見込まれており、これからの市政運営は大きな転換期を迎えます。

本市では、平成29年度までを期間とする「新・行財政改革 基本方針／実行プラン(以下、現行の「新・行革」という。)」を推進してきましたが、これからの時代に備えた更なる改革に速やかに着手する必要があります。

こうした現状認識に立ち、将来を見通しながら、持続可能な行財政運営を進められる基盤づくりを行う「次の行財政改革」に向けた検討をスタートします。

### 2 本市の行財政改革の経過

- (1) 第1次～第3次行政改革(平成8年度～平成22年度)
- (2) 経営戦略プラン(平成21年度～平成23年度)
- (3) 現行の「新・行革」(平成25年度～平成29年度)

#### ※第3次行革

- ・人員削減効果 176人(純減125人)目標160人削減
- ・財源効果 12,747,738千円 目標100億円削減
- ・自主財源比率 70.8%(平成22年度)目標70%を下回らない
- ・公債費比率 7.2%(平成22年度)目標10%を超えない

#### ※現行の「新・行革」

- ・3つの改革(事業の効率化、市民サービスの向上、コスト意識の徹底)
- ・4つの視点(市民の視点、財務の視点、組織と人材活用の視点、現場起点の視点)

(財務の視点) 財政健全化法に定める健全化判断比率

	目標	H25	H26	H27	H28	H29
実質赤字比率	(-)	△14.24	△6.00			
連結実質赤字比率	(-)	△28.62	△18.97			
実質公債費比率	5.5	2.3	2.2			
将来負担率	50.0	17.7	11.3			

### 3 検討の進め方

「次の行財政改革」についての検討を始めるにあたっては、次の5点を基本に進めるものとします。

- (1) 現行の「新・行革」は平成29年度までの実施期間としているが、次期の「市政運営の総合指針」と検討期間・実施期間を一致させた「次の行財政改革」の基本方針を、平成28年度中に新たに策定するとともに、具体の実施方針の策定に向けた作業を行う。また、中期財政見通しや公共施設再整備プランの見直し、定員管理基本方針の改定などとも密接に連携を図る。
- (2) 中期財政見通しをはじめとした本市の財政状況を全庁で共有し、「次の行財政改革」の取組の必要性を全職員で認識する。また、平成29年度予算編成に向けては、その編成手法について検討を行っており、改めて提示する。
- (3) 定数ヒアリング等の場を活用して、各部局が抱える課題を聞き取るとともに、総務部が考える、各部局が検討すべき課題について提示を行い、情報を共有し検討を進める。また、本市の施策(事業)を分析し、他市にない「強み」を把握することを併せて行い、こちらにも共有する。「強み」とは、財政的な優位性に基づく事務事業の「強み」だけでなく、市民活動が活発であるという「市民力」の高さなどとも言います。
- (4) 施政方針を実現し、効率的な組織運営ができるよう、組織改正を行う。
- (5) 現行の「新・行革」については、平成28年度中は引き続き取り組み、平成29年度からスタートする「次の行財政改革」に統合することを基本とする。

### 4 取組の方向性

上記「1 はじめに」に記載したとおりの現状認識に立ち、中期財政見通しをはじめとした本市の財政状況や本市の「強み」を全庁で共有するとともに、その実態を市民とも共有した上で、行財政運営のイノベーションに取り組むこととし、構造改革を進める。

- (1) 事業改革
- (2) 定数管理改革(定員と定数の適正な管理)
- (3) 組織改正

事業改革—定数管理改革—組織改正 の3点セットの取り組みであることを全庁で共有する。

以上

(行財政改革推進本部会議事務局 行政総務課行政改革推進担当 内線2216)

(参考)

### 取組の例示、キーワード

<b>第1次～第3次 行革、経営戦略 プラン</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事務事業の見直し、事業選択、スクラップアンドビルド、事業仕分け</li><li>② 民間活力等の活用、官民連携・広域連携の推進</li><li>③ 行政の総合性の確保と組織・機構の簡素化・効率化</li><li>④ 定員管理・給与制度の適正化</li><li>⑤ 人材育成、能力向上、職場の活性化、職員の意識改革</li><li>⑥ 情報化の推進による行政サービスの向上、電子自治体の推進</li><li>⑦ 市民参加、住民自治、市民との協働、市民参画の推進</li><li>⑧ 行政評価システムの導入、改善、定着</li><li>⑨ 情報公開と説明責任の更なる推進</li><li>⑩ 出資団体の事業見直しと抜本的な改革</li><li>⑪ 徴収率の向上、コンビニ収納、ネーミングライツ等新たな収入の確保、地域経済の活性化による税源の涵養、受益と負担の適正化</li><li>⑫ 健全財政の維持、補助金の適正化、選択と集中による事業の重点化、自主財源の確保</li><li>⑬ 成果目標の数値化による目標管理</li></ul>
<b>新・行財政改革</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 将来収支・経済効果を見据えた事業の効率化を図る改革</li><li>● 市民サービスの質的向上を図る改革</li><li>● コスト意識の徹底を図る改革</li><li>① 全ての職場の全ての職員が取り組む改革（全庁課題）…接遇の向上、5S運動の推進、コスト削減の徹底、内部統制・法令遵守の徹底</li><li>② 各部によるボトムアップの課題設定（個別課題）</li><li>③ 「4つの視点」に基づく指標設定</li></ul>
<b>次の 行財政改革</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 新たな価値観の創造と共有</li><li>◇ 事業と組織のイノベーション</li><li>◇ 持続可能な行財政運営</li></ul>